

香川高等専門学校学内規則等の取扱いに関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 香川高等専門学校における学内規則（以下「規則等」という。）の類別，制定
手続，形式等に関しては，他に別段の定めがあるもののほか，この規程の定めるところによる。

(類別)

第 2 条 規則等の類別は，次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学則
- 二 規則
- 三 規程
- 四 準則
- 五 細則
- 六 要項
- 七 要領

(学則)

第 3 条 「学則」は，学校教育法施行規則（昭和 22 年 5 月 23 日文部省令第 11 号）第 4
条に規定する事項について，校長が定める。

(規則)

第 4 条 「規則」は，管理運営に関する重要事項について，校長が定める。

(規程)

第 5 条 「規程」は，法令，学則又は規則に基づき，校長が定める。

(準則)

第 6 条 「準則」は，学生の生活及び活動に関する重要事項について，校長が定める。

(細則)

第 7 条 「細則」は，学則，規則又は規程を運用するため，校長，又は図書館長，施
設長若しくは事務部長（以下「組織の長」という。）が定める。

(要項)

第 8 条 「要項」は，法令，学則又は規則に定められていない事項について校長又は
組織の長が定める。

(要領)

第9条 「要領（内規等を含む。）」は、事務を実施するための取扱い、手続等について校長又は組織の長が定める。

（審査）

第10条 学内規則等を制定、改正又は廃止しようとするときは、その案について、あらかじめ総務課で審査を受けなければならない。

（意見の聴取）

第11条 校長又は組織の長は、規則等を制定、改正又は廃止するときは、必要に応じ、企画運営会議又は教員会議の意見を聴くこととする。

（番号）

第12条 規則等は、その類別ごとに、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる一連番号を付すものとする。

（学内への周知）

第13条 規則等を定めた場合の学内への周知は、電子掲示することによつて行う。

（その他）

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、事務部長が定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。